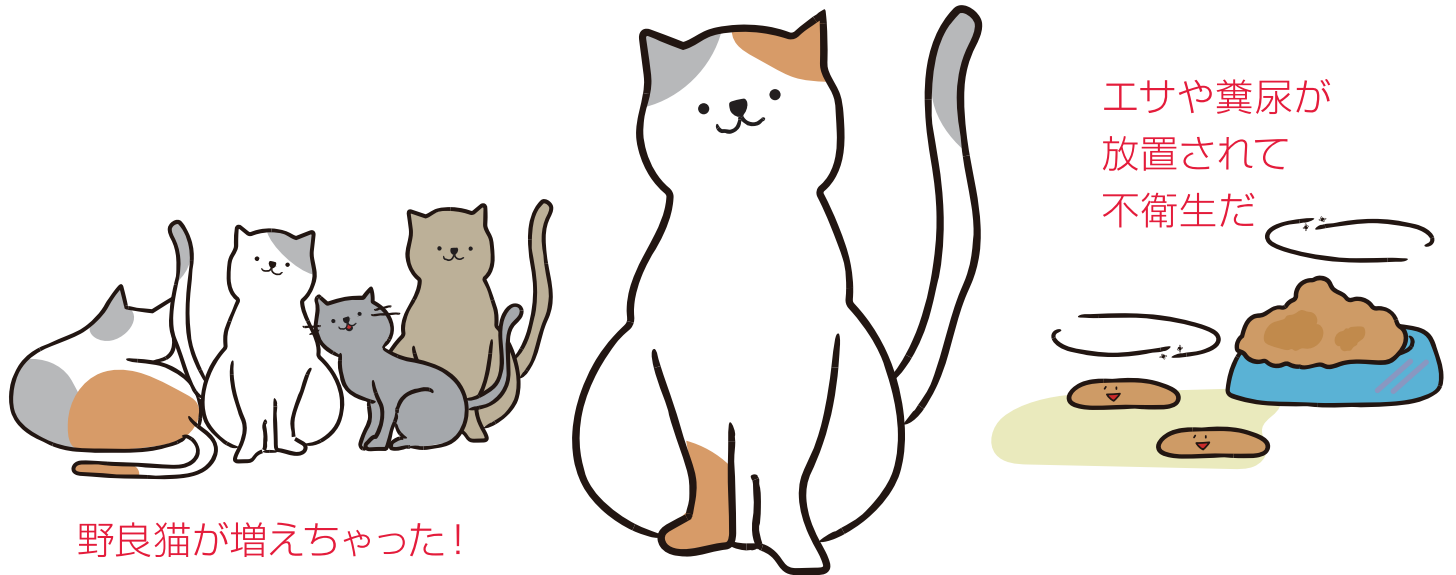


飼い主のいない猫にまつわる問題について



千葉市では、猫問題の解決を図る取組みとして
「地域猫」活動を推進しています。

エサやりを禁止したり、猫の存在を否定することでは、
問題の根本的な解決にはなりません。

飼い主のいない猫が地域にいることを受け入れ、基本ルールをもとに
自治会など地域のみなさんでどうしたら問題が解決できるか考えてみませんか？

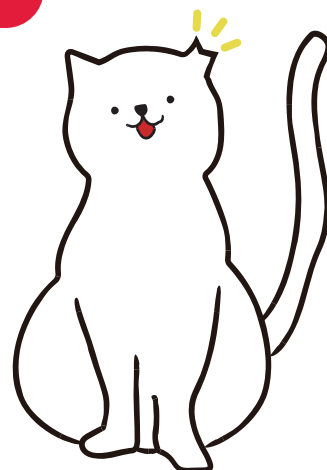
飼い主のいない猫のうち、地域住民に理解され、これ以上増えないように不妊去勢手術をし、適正に管理されている猫を「地域猫」といいます。

「地域猫」活動は、猫を増やす活動ではなく、暮らしやすい地域社会をつくり、街をきれいにするための活動です。

地域猫活動の基本ルール

① 不妊去勢手術の実施

- 手術をした猫には、耳先カットなどを行い、手術済みであることをわかるようにします。



② 糞尿の掃除

- エサ場やその周辺を巡回し、必ず毎日排泄物の回収と掃除をします。

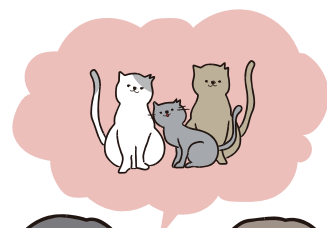
③ エサの管理とエサ場の清掃

- エサの時間を決め、猫が食べきれぬ量を与えます。
- カラスや害虫を寄せつけないように容器は必ず回収し、常にエサ場を清潔にします。

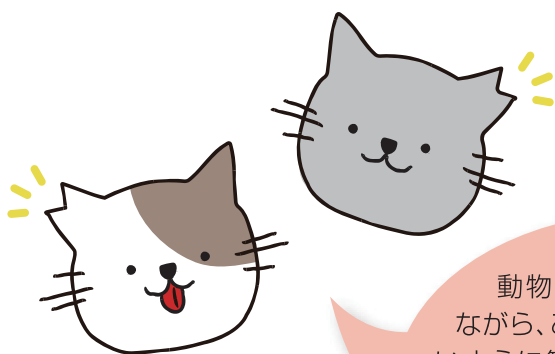


④ 地域の協力・理解を得るように努力する

- 活動内容や不妊去勢手術の実施状況(頭数など)を、近隣の方にお話ししたり、活動実績を町内会(自治会)で回覧します。



動物が嫌いな人に配慮しながら、ご近所に迷惑がかからないように管理を行って、理解が得られるように活動しませんか？
また、不妊去勢手術をして、猫が増えないようにしましょう。



地域猫活動についてのご相談は、
千葉市動物保護指導センターへ
TEL 043-258-7817



猫に関する問題

発行：千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課
千葉市中央区千葉港2-1
電話：043-245-5215